

# 一宮軟式野球連盟 規約改正

## 第1条（名称）

連盟は一宮軟式野球連盟と称する。

## 第2条（事務所）

連盟の事務局を一宮軟式野球連盟会長が指名する所に置く。

## 第3条（目的）

連盟は軟式野球の健全な発展を図り、その技術の向上と共に会員の相互の親睦を図ることを目的とする。

## 第4条（会員）

連盟の会員は市内に所在するチーム及び連盟の目的に賛同し、担うものを会員とする。

## 第5条（組織）

1. 連盟は一宮体育協会及び愛知県軟式野球連盟に加入し、その組織団体とする。  
(愛知県軟式野球連盟に対する場合は、愛知県軟式野球連盟一宮支部と称する。)
2. 連盟の事業を遂行するために、局部会及び専門委員会を置くことができる。  
総務部（事務局）、審判部、少年（学童・中学）部、OB部、早朝部等  
表彰委員会、審議委員会、昇降格委員会等
3. 各部の責任者は、部長が務め、各委員会の委員長は委員の互選で決める。
4. 連盟の審判部員は、連盟会長から委嘱される。

## 第6条（加盟及び脱退）

1. 会員となるチームは連盟の定める登録申込書に会費を納入し、支部の資格審査を受け、支部登録された時点で会員の資格を得る。
2. 会員はその登録事項に異動を生じたときは、その旨を届出なければならない。
3. 連盟は次の事項の1つに該当した場合は、脱退させることができる。
  - ア. 連盟の大会規約に違反し、不適格と認めた場合
  - イ. 自ら脱退の意思を表明した場合
  - ウ. 除名の処置を受けた場合

## 第7条（事業）

連盟は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 軟式野球大会の開催
2. 野球技術の指導
3. 審判技術の指導
4. 各種軟式野球大会への協力
5. その他、連盟の目的を達成するに必要な事項

## 第8条（会費及び経理）

1. 連盟の経費は次の掲げるもので充てる。
  - ア. 会費
  - イ. 補助金
  - ウ. 寄付金
  - エ. 参加料
  - オ. その他
2. 連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

## 第9条（役員、理事、監事等）

1. 役員  

会長	1名	副会長	2名 以内
理事長	1名	副理事長	2名 以内
常任理事（総務、審判、少年、OB、早朝部長）			5名
会計	1名		

2. 理 事 20名以内
3. 監 事 2名以内
4. 連盟は上記のほか、名誉会長、名誉副会長、顧問、参与、相談役等を置くことができる。

#### 第10条（役務）

1. 会長は連盟を代表し、会務を総理するとともに会議を務める。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事長は理事会を代表し、大会など会務を司る。
4. 副理事長は理事長事故あるときはその職務を代行する。
5. 常任理事は各部を代表し、運営を司る。
6. 各副部長は部長事故あるときはその職務を代行する。
7. 会計は連盟の財務を司る。
8. 顧問、参与は連盟の事業に参画する。
9. 理事は連盟の事業など参画し運営する。

#### 第11条（評議員）

1. 評議員は加盟各チーム代表者1名及び審判部員代表者（役員、理事、監事等以外）で評議員会を構成する。
2. 評議員会は、毎年の会計年度終了後2ヵ月以内に召集する。

#### 第12条（役員・理事選出）

1. 会長は理事会の決議で定め、評議員会（総会）の承認を得る。  
（決議で定めることができない場合は理事会の選挙で決める。）
2. 副会長、会計は会長推薦より選出し理事会の承認を得る。
3. 理事長、監事は理事の互選で選び、役員会の承認を得る。
4. 副理事長、総務部長は理事長が推薦し、役員会または理事会の承認を得る。
5. 審判部、少年部、OB部、早朝部長は各部内の互選で選び、役員会または理事会の承認を得る。
6. 各副部長は各部長が推薦し、役員会または理事会の承認を得る。
7. 名誉会長、名誉副会長、顧問、参与、相談役は連盟に功労あった者を役員会で推挙し、理事会の承認を得る。
8. 理事は役員（12名以内）を含む定数30名以内とし、評議員、各部および会長推  
は、理事数の3分の1以内とする。  
次なるものからの互選、または選出する。  
ア. 評議員の推薦をもって構成、10名以内とする。（理事数の3分の1以内）  
一般（成人）野球部 3名以内 少年・中学野球部 3名以内  
O B 野 球 部 2名以内 早 朝 野 球 部 2名以内  
イ. 審判部 10名以内 （理事数の3分の1以内）  
ウ. 会長推薦 10名以内 （理事数の3分の1以内）

#### 第13条（任期・退任）

1. 任期は2年とする。再任は妨げない。  
但し、上部団体組織の任期期間に相違がある場合、直近の評議員会（総会）にて整合させる。
2. 任期が満了しても後任者が就任までの職務を行う。
3. 役員、理事、監事が欠員となった場合、直近の評議員会（総会）にて補充する。  
尚、欠員時の補充役員は在任期間に限る。
4. 満75歳の任期をもって退任とする。

#### 第14条（会議、委員会等）

1. 評議員会（総会）、役員会、理事会は会長が招集する。
2. 役員会は、正副会長、正副理事長、常任理事、会計、書記で構成する。役員は理事  
会に出席し発言はできるが、賛否には参加できない。

3. 理事会は理事長が招集することができる。

定例理事会は、1月、4月、7月、10月に開催する。

但し、臨時理事会を招集する時は、会長の承認を得る。

会長事故ある時は、副会長の承認を得る。

4. 評議員会、理事会及び各委員会は会員過半数以上の出席者により成立し、その議決は出席者の過半数以上の賛同をもって決する。

5. 各会議、委員会において、賛否同数のときは各会議、委員の長が決める。

6. 理事会は、理事の5分の1の賛同あるときは、理事長は臨時理事会を招集しなければならない。

第15条（事務局）

連盟の事務を処理するため事務局を会長が指定する所に置く。

第16条（その他）

1. 連盟の規約は、理事過半数以上の出席者の理事会において3分の2以上の同意を得て、評議員過半数以上の出席者の評議員会（総会）において、2分の1以上の同意を得て変更ができる。

2. 一宮軟式野球連盟内部規程を設け、慶弔経費、新審判員の補助、役員、理事、審判等の出張費等については、別表に定め、理事会にて決定する。

3. 一宮軟式野球連盟各部規約は、各部の代表意見等を反映し、理事会にて決定する。

4. 各大会要綱規定は、各大会担当部長及び審判部長の意見を反映して、運営部にて決定する。

5. 規約に定めなき事項については、理事会にて審議決定する。

附 則

本規約は平成21年3月1日より施行する。

本規約は平成25年2月17日より改正する。

本規約は令和2年2月16日より改正する。

本規約は令和4年2月13日より改正する。